

## 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針

(平成 20 年 5 月 16 日農林水産省告示第 741 号)

(一部改正 平成 23 年 4 月 25 日農林水産省告示第 844 号)

(一部改正 平成 24 年 4 月 2 日農林水産省告示第 868 号)

農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）第 5 条の 2 第 1 項及び農業機械化促進法施行令（昭和 40 年政令第 209 号）第 2 条の規定に基づき、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を次のように定めたので、同法第 5 条の 2 第 5 項の規定に基づき公表する。

農林水産大臣 鹿野 道彦

我が国の農業の機械化については、農業生産力の増進と農業経営の改善を図る観点から、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）等における試験研究及びその成果の実用化を促進するとともに、各種の融資、助成等の措置を通じて高性能農業機械等の計画的な導入に努めてきたところである。

一方、我が国の農業と農山漁村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の発揮を通じ、国民の暮らしにおいて重要な役割を担っており、農業や農山漁村が持つ潜在能力を最大限に引き出すことを通じて、地域を再生し、豊かで安定した国民生活を実現することが求められている。

このような中で、経営意欲のある担い手をはじめとした農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開するためには、ロボット技術等の先端技術を積極的に活用しつつ、地域条件に応じた農畜産物の低コスト生産を可能とする革新的な生産技術体系を確立するとともに、環境負荷の低減や安全な農産物の供給に向けた取組を推進することが重要な課題となっており、このためには農業機械化をなお一層促進することが急務となっている。

こうした現状を踏まえ、農畜産物の生産コストの縮減を図りつつ、農作業の更なる省力化、農業生産に伴う資材の節減等に資する高性能農業機械を開発するとともに、その実用化を促進し、これを農業者等が効果的に導入することにより、農業生産力の増進と農業経営の改善を図っていくための所要の措置を講ずることとした。

以上の考えに立脚して、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定めるものとする。

第1 研究機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項

1 試験研究の対象とすべき高性能農業機械

農畜産物の生産コスト縮減等に資する高性能農業機械のうち次に掲げるもの

(1) 農作業の更なる省力化に資する機械

先端技術の活用等を通じた、機械化が遅れている作目の生産における機械化一貫体系の確立、一層の高効率化を実現する新たな機械化一貫体系の確立等に資する高性能農業機械

- ア いちごパック詰めロボット
- イ ラッカセイ収穫機
- ウ トラクター直線作業補助装置
- エ 中山間地域対応型栽培管理ビークル
- オ 送風補助式静電防除機
- カ 茶栽培用資材被覆・除去装置

(2) 環境負荷の低減及び安全な農産物の生産に資する機械

農業生産資材の節減、地球温暖化の防止に向けた温室効果ガスの排出削減、農薬の飛散低減等に資する高性能農業機械

- ア 高能率水稻等種子消毒装置
- イ ブームスプレーヤのブーム振動制御装置
- ウ 高能率水田用除草装置
- エ 微生物環境制御型脱臭システム

(3) 農作業の安全性向上に資する機械

農作業事故の実態を踏まえた農作業の安全性向上に資する高性能農業機械

- ア 乗用型トラクターの片ブレーキ防止装置
- イ 自脱コンバインの手こぎ部の緊急即時停止装置

2 試験研究の目標

(1) 農作業の更なる省力化に資する機械

- ア いちごパック詰めロボット  
ロボット技術によるいちごの自動パック詰め
- イ ラッカセイ収穫機  
ラッカセイ収穫作業の機械化による効率的な掘取・反転
- ウ トラクター直線作業補助装置  
トラクターの直線作業の補助装置による高精度化
- エ 中山間地域対応型栽培管理ビークル  
作業車による傾斜地、小区画ほ場における栽培管理の省力化
- オ 送風補助式静電防除機  
施設内において送風補助を用いた薬液散布による高精度な自動防除
- カ 茶栽培用資材被覆・除去装置  
作業機による効率的な遮光資材の被覆・除去

(2) 環境負荷の低減及び安全な農産物の生産に資する機械

ア 高能率水稻等種子消毒装置

過熱水蒸気を利用した高能率な種子消毒

イ ブームスプレーヤのブーム振動制御装置

ブームの上下・前後方向の振動抑制による農薬の高精度かつ高効率な散布

ウ 高能率水田用除草装置

作業車の前方等に装着する作業機による高能率かつ高精度な除草

エ 微生物環境制御型脱臭システム

悪臭負荷の変動を低減・平準化して微生物環境を制御

(3) 農作業の安全性向上に資する機械

ア 乗用型トラクターの片ブレーキ防止装置

片ブレーキの適切な連結による安全な作業

イ 自脱コンバインの手こぎ部の緊急即時停止装置

手こぎ時のまき込まれ防止による安全な作業

3 試験研究の実施方法

(1) 委託研究及び共同研究の実施

研究機構は、2の目標を効率的に達成するため、委託研究及び共同研究を実施するものとし、開始後3年を目途に高性能農業機械等の開発を行うこととする。

(2) 研究推進体制の整備

研究機構は、研究開発体制を整備するとともに、必要に応じて、独立行政法人等の研究機関、産地等と連携協力して研究開発を推進するものとする。

第2 高性能農業機械実用化促進事業の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項

1 高性能農業機械実用化促進事業の対象とすべき高性能農業機械

研究機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象となった高性能農業機械のうち、研究機構の理事長から農林水産大臣に対し、試験研究が完了し、高性能農業機械実用化促進事業の対象とすることが適当である旨の報告があったもの

2 高性能農業機械実用化促進事業の目標

農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減、かつ、農業経営の改善に資する観点から、高性能農業機械実用化促進事業の対象とされた高性能農業機械の実用化の促進及び農業者等への安定的な導入を図る。

3 高性能農業機械実用化促進事業の実施方法

(1) 事業の内容

新たに開発された高性能農業機械の実用化を促進するため、次の事業を行う。

ア 技術確立事業

(ア) 機械化栽培様式の標準化に関する調査

(イ) 高性能農業機械の普及並びにその部品の共通化及び汎用化に関する調査

イ 設備提供事業

(ア) 高性能農業機械及びその製造に用いられる金型等基本的機材の設計

(イ) (ア)の基本的機材の農機具の製造業者に対する提供

ウ 情報提供事業

機械化栽培マニュアルその他ア及びイの事業に係る情報の提供

(2) 事業計画の作成

高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者は、事業の適正かつ効率的な実施のため事業の内容及び実施時期、資金の調達方法等についての計画を作成するものとする。

第3 特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項

1 特定高性能農業機械の種類ごとの導入に関する目標

特定高性能農業機械の導入は、導入する者の農業経営、地域の農業構造等の実情に応じた導入方式による計画的な導入を推進し、その性能に応じた利用規模の確保を通じた効率利用により、生産性の向上及び生産コストの低減を図り、もって農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目標とする。

2 特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件

特定高性能農業機械の導入は、その種類ごとに(1)及び(2)に掲げる条件を備え、又は備える見込みがあるときに行うものとする。

(1) 特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な共通の条件

ア 購入又はリースにより導入する場合は、別表の特定高性能農業機械の種類ごとに、それぞれの大きさに対応した利用規模の下限以上の作業面積等を確保すること。また、レンタルにより導入する場合は、作業面積等が、特定高性能農業機械の種類ごとの大きさに応じて別記により算出した1日当たり作業可能面積等以上であること。

イ 特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者がいること。

ウ 主として農業に従事している者がいる経営であって、労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善の達成が見込まれること。

(2) 特定高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な種類ごとの条件

ア 車輪式の乗用型トラクターであって、その原動機の連続定格出力が25馬力以上のもの(以下「トラクター」という。)

(ア) ほ場条件

トラクターの効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

トラクターの大きさに対応して、作物の種類、機械化栽培様式、ほ場条件等に応じた利用効率の高い作業機と組み合わせて使用すること。

イ 乗用型田植機

(ア) ほ場条件

a 乗用型田植機の作業が可能な程度の硬度を有する耕盤が形成されていること。

- b 乗用型田植機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。
- (イ) 関連機械施設条件
  - 苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設等が整備されていること。
- ウ 水田用の乗用型多目的作業機
  - (ア) ほ場条件
    - 水田用の乗用型多目的作業機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。
  - (イ) 栽培管理条件
    - 区画ごとに作物の条間及び生育が斉一であること。
  - (ウ) 関連機械施設条件
    - a 苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設等が整備されていること。
    - b 水田用の乗用型多目的作業機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。
- エ トラクター搭載式若しくはトラクターけん引式の防除用動力散布機又は乗用型防除用動力散布機のうち、その常用回転速度及び常用圧力における薬液吐出し量が毎分 30 リットル以上の動力噴霧機並びにその常用回転速度、常用風速及び常用風量における薬液吐出し量が毎分 20 リットル以上のスピードスプレーヤー（以下「防除用動力散布機」という。）
  - (ア) ほ場条件
    - 防除用動力散布機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。
  - (イ) 栽培管理条件
    - 区画ごとに作物の種類及び生育が斉一であること。
  - (ウ) 関連機械施設条件
    - a 防除用動力散布機の性能に見合った給水施設が整備されているか又は給水車が準備されていること。
    - b 動力噴霧機にあつては、これを装着できるトラクターと組合わせて利用できること。
- オ コンバインであつて、その刃幅が 0.8 メートル以上のもの（以下「コンバイン」という。）
  - (ア) ほ場条件
    - コンバインの効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であつて、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。
  - (イ) 栽培管理条件
    - 作物を倒伏させない栽培管理を行うこと。
  - (ウ) 関連機械施設条件
    - a 収穫物を速やかに乾燥施設まで運搬できるよう、運搬車又は運搬用具がコンバインの能力に合わせて準備されていること。

b コンバインの収穫量に見合った適正な規模の乾燥機又は乾燥施設が整備されていること。

カ 畑作物用の収穫機（コンバイン及びいも類用の乗用型収穫機を除く。）のうち、フォーレージ・ハーベスターで牧草刈取り時の刃幅が1メートル以上のもの、ポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスター、ビーン・ハーベスター及びケーン・ハーベスター（以下「ハーベスター」という。）

(ア) ほ場条件

ハーベスターの効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

- a 区画ごとに作物の生育が斉一であること。
- b ハーベスターの走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

(ウ) 関連機械施設条件

- a 収穫作業を円滑に実施できるよう、前処理用の機械及び運搬車がハーベスターの能力に合わせて準備されていること。
- b 収穫物の荷受体制が整備されていること。

キ いも類用の乗用型収穫機

(ア) ほ場条件

いも類用の乗用型収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

- a 区画ごとに作物の生育が斉一であること。
- b 乗用型収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

(ウ) 関連機械施設条件

収穫物の荷受体制が整備されていること。

ク 野菜接ぎ木ロボット

(ア) 関連機械施設条件

- a 接ぎ木株数に見合った規模で、適正な光、温度及び湿度条件を保持できる順化施設が整備されていること。
- b 野菜接ぎ木ロボットを設置する施設は、床面は平らであって、野菜接ぎ木ロボット及び植付けポット自動搬送装置等の関連装置を設置するのに十分な強度を有するとともに、接ぎ木する穂木及び台木の苗箱を置くのに十分な広さを有すること。

ケ 野菜用の乗用型全自動移植機

(ア) ほ場条件

野菜用の乗用型全自動移植機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設等が整備されていること。

コ 野菜用の乗用型多目的作業機

(ア) ほ場条件

野菜用の乗用型多目的作業機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

- a 区画ごとに作物の生育が斉一であること。
- b 作業機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

(ウ) 関連機械施設条件

野菜用の乗用型多目的作業機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。

サ キャベツ用の収穫機（自走式のものに限る。以下同じ。）

(ア) ほ場条件

キャベツ用の収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

- a 区画ごとに作物の生育が斉一であること。
- b 収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

シ ごぼう用の収穫機（自走式のものに限る。以下同じ。）

(ア) ほ場条件

ごぼう用の収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

- a 区画ごとに作物の生育が斉一であること。
- b 収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

ス だいこん用の収穫機（自走式のものに限る。以下同じ。）

(ア) ほ場条件

だいこん用の収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

- a 区画ごとに作物の生育が斉一であること。
- b 収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

セ ねぎ用の収穫機（自走式のものに限る。以下同じ。）

(ア) ほ場条件

ねぎ用の収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

- a 区画ごとに作物の生育が斉一であること。
- b 収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

ソ はくさい用の収穫機（自走式のものに限る。以下同じ。）

(ア) ほ場条件

はくさい用の収穫機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

a 区画ごとに作物の生育が斉一であること。

b 収穫機の走行に適した畝幅又は条間が確保されていること。

タ 野菜用のほ場内乗用型運搬作業車（荷役装置を昇降させるための装置を有するものに限る。以下同じ。）

(ア) ほ場条件

野菜用のほ場内乗用型運搬作業車の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

収穫物の荷受体制が整備されていること。

チ ほ場内野菜残さ収集機

(ア) ほ場条件

ほ場内野菜残さ収集機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

ほ場内野菜残さ収集機を装着するトラクター及びほ場内野菜残さ収集機の洗浄施設を有し、収集した残さを処理する機械施設等が整備されていること。

ツ 野菜残さたい肥化装置

(ア) 関連機械施設条件

野菜残さたい肥化装置を設置する施設は、効率的かつ安全な稼働が可能となるような十分な広さを有すること。

テ 樹園地用の乗用型多目的作業機

(ア) ほ場条件

樹園地用の乗用型多目的作業機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

樹園地用の乗用型多目的作業機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。

ト 果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機

(ア) ほ場条件

果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

区画ごとに果樹の種類がそろえられ、果樹の生育が斉一であること。

(ウ) 関連機械施設条件

果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。

ナ 果樹用の接触誘導式防除用自動散布機

(ア) ほ場条件

果樹用の接触誘導式防除用自動散布機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 栽培管理条件

密植栽培園において、区画ごとに果樹の種類がそろえられ、果樹の生育が斉一であること。

(ウ) 関連機械施設条件

果樹用の接触誘導式防除用自動散布機の性能に見合った給水施設が整備されているか、又は給水車が準備されていること。

ニ 簡易草地更新機

(ア) ほ場条件

簡易草地更新機の効率的かつ安全な稼働が可能であるような区画の形状、面積等を有するほ場であって、当該ほ場に通ずる農道が整備されていること。

(イ) 関連機械施設条件

種子及び肥料が草地更新作業を円滑に実施できるように簡易草地更新機の能力に合わせて準備されていること。

第4 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関し必要な事項

1 高性能農業機械等の開発及び実用化の促進に関する事項

(1) 高性能農業機械等の開発に当たっては、機械の安全性の確保、女性及び高齢者にとっての操作性、部品の共通化及び汎用化並びに機械化栽培様式の標準化に配慮するとともに、外部評価の実施等を行うことにより、研究開発評価の充実を図るものとする。

(2) 高性能農業機械実用化促進事業の実施に当たっては、機械化栽培様式の標準化を推進するとともに、部品供給の円滑化及び利用方法の周知による安全性の確保に配慮するものとする。

2 特定高性能農業機械の導入及び利用に関する事項

(1) 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

地域に新たに導入される機械の操作及び整備に関する技能を習得させることにより、その効率的な利用を図るよう、次の事項を推進するものとする。

ア 研修ニーズに対応した研修計画の策定及び研修の実施

イ 技能認定を受けたオペレーターの活用

ウ 農業者の経営改善に必要な機械化情報の適切な提供

(2) 特定高性能農業機械の導入及び利用に際して留意すべき事項

生産コストを縮減するため、特定高性能農業機械の導入及び利用に際しては、以下の事項について留意するものとする。

- ア 農業機械による燃料消費量の低減に向けた適正な点検整備及び作業方法の実践
- イ ほ場外の移動時間の短縮等による農業機械の効率的な稼働に向けたほ場の面的集積の促進
- ウ 作物及び品種の組合せ並びに作期分散技術の導入を通じた農業機械の稼働日数の確保
- エ 集落営農等において農業機械を共同で利用する場合における既存の農業機械の処分を含めた効率的な機械利用体系の構築

3. 農作業の安全性の確保に関する事項

農作業事故を防止するため、農業機械の利用に関する安全性の確保を徹底することとし、次の事項を推進するものとする。

- (1) 型式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した機械の導入並びにこれら機械の適正な利用及び管理
- (2) 地域の実情に応じた農作業安全管理体制の整備、農作業安全指針の策定及びその周知徹底
- (3) 農道、ほ場等の農作業環境の点検及び危険箇所の改善並びに安全で快適な農作業現場の構築
- (4) 女性、高齢農業者等の個々の安全知識や機械操作技術レベルに応じた研修・講習会の実施による安全意識の啓発
- (5) 道路交通及び雇用労働者の保護に関する関係法令等の周知徹底
- (6) 農作業事故の発生実態及びその原因の把握・分析並びにこれらの情報の効果的な活用

4. 流通体制の整備に関する事項

農業者が、その農業経営の改善のため、適切な方法により農業機械を導入し、導入後のアフターケアを受けられるようにするとともに、導入後の農業機械の有効利用及び使用済み農業機械の適正処理が図られるよう、次の事項を推進するものとする。

- (1) 装備、機能等を絞った廉価な農業機械をはじめ、農業経営の規模に応じた農業機械の選択に資する情報の提供
- (2) 生産コストの縮減等の観点を踏まえたリース方式、レンタル方式等の多様な導入方式の活用
- (3) 中古農業機械の流通に関する情報提供、中古農業機械を整備する者の養成及び中古農業機械の評価に関する研修の実施
- (4) 長期にわたる補修部品の安定供給の指導、農業機械修理整備施設の適切な整備及び農閑期の定期点検の実施
- (5) 使用済み農業機械に係る適正処理の推進に関する啓発及び情報の提供

別表

1 トラクターの大きさに対応した利用規模の下限

類別	トラクターの大きさ	利用規模の下限	
		田	畑
I	30 P S 級	10ha	10ha
II	40 P S 級及び 50 P S 級	15ha	15ha
III	60 P S 級、70 P S 級及び 80 P S 級	20ha	25ha
IV	90 P S 級以上	—	30ha

2 乗用型田植機の大きさに対応した利用規模の下限

類別	田植機の大きさ	利用規模の下限
I	植付条数 4 ~ 5 条	7ha
II	植付条数 6 条	10ha
III	植付条数 8 条	15ha
IV	植付条数 10 条	20ha

3 水田用の乗用型多目的作業機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	水田用の乗用型多目的作業機の大きさ	利用規模の下限
田植・ 防除・施肥 兼用	植付条数 6 条以上 薬液吐出し量 3 0/分以上 有効散布幅 5m 以上	10ha

4 防除用動力散布機の大きさに対応した利用規模の下限

(1) 動力噴霧機

類別	動力噴霧機の大きさ	利用規模の下限	備 考
I	薬液吐出し量 30 ℓ/分以上 55 ℓ/分未満 有効散布幅 15m 級未満	10ha	主な利用ノズル ブームノズル又は到達 距離の短いけい畔散布 ノズル
II	薬液吐出し量 55 ℓ/分以上 100 ℓ/分未満 有効散布幅 15m 級以上	20ha	ブームノズル又はけい 畔散布ノズル
III	薬液吐出し量 100 ℓ/分以上 200 ℓ/分未満 有効散布幅 15m 級以上	30ha	ブームノズル又はけい 畔散布ノズル
IV	薬液吐出し量 200 ℓ/分以上 有効散布幅 15m 級以上	40ha	ブームノズル

(2) スピードスプレーヤー

類別	スピードスプレーヤーの大きさ	利用規模の下限
I	薬液吐出し量 20 ℓ/分以上 50 ℓ/分未満	5ha
II	薬液吐出し量 50 ℓ/分以上 70 ℓ/分未満 風量 500 m <sup>3</sup> /分級以上	10ha
III	薬液吐出し量 70 ℓ/分以上 100 ℓ/分未満 風量 800 m <sup>3</sup> /分級以上	15ha
IV	薬液吐出し量 100 ℓ/分以上 風量 800 m <sup>3</sup> /分級以上	20ha

5 コンバインの大きさに対応した利用規模の下限

類別	形式	コンバイン の大きさ	利用規模の下限					備考
			水稲	麦	大豆	そば	はとむぎ	
I	自脱型	刃幅 0.8m 以上 1.2m 未満	10ha	10ha	—	—	—	
II	自脱型	刃幅 1.2m 以上 1.6m 未満	15ha	15ha	—	—	—	
III	自脱型	刃幅 1.6m 以上	20ha	20ha	—	—	—	
IV	普通型	刃幅 0.8m 以上 2.5m 未満	25ha	30ha	16ha (10ha)	16ha (10ha)	16ha (10ha)	( )内は水稲 又は麦で導入 したコンバイ ンを大豆、そ ば又ははとむ ぎの収穫に活 用する場合の 値
V	普通型	刃幅 2.5m 以上	30ha	40ha	30ha (20ha)	30ha (20ha)	30ha (20ha)	

6 ハーベスターの大きさに対応した利用規模の下限

(1) フォーレージハーベスター

種別	フォーレージハーベスターの大きさ	利用規模の下限	備 考 (走行方式)
I	刃幅 1.0m 以上 1.2m 未満	10ha	直装式又は半直装式
II	刃幅 1.2m 以上 1.5m 未満	15ha	けん引式、直装式又は半直装式
III	刃幅 1.5m 以上	30ha	けん引式又は直装式
IV	刃幅 2.1m 以上	130ha	乗用型

(2) ポテトハーベスター

類別	ポテトハーベスターの大きさ	利用規模の下限	備 考
I	タンク容量 1,000kg 未満	15ha	けん引式又は乗用型
II	タンク容量 1,000kg 以上	20ha (15ha)	けん引式又は乗用型 ( )内は食用ばれい しょの場合

(3) ビートハーベスター

類別	ビートハーベスターの大きさ	利用規模 の下限	備 考	
			掘り取り条数	走 行 方 式
I	タンク容量 1,000kg 以上	20ha	1	けん引式
II	タンク容量 2,000kg 以上	50ha	2	けん引式
III	タンク容量 2,000kg 以上	70ha	2	乗用型

(4) ビーンハーベスター

類別	ビーンハーベスターの大きさ	利用規模の下限
I	刈取り条数 1 条	15ha
II	刈取り条数 2 条	25ha

(5) ケーンハーベスター

類別	形 式	ケーンハーベスターの大きさ	利用規模の下限
I	全 茎 式	原動機の連続定格出力 50 P S 以上	15ha
II	さい断式	原動機の連続定格出力 100 P S 未満	15ha
III	さい断式	原動機の連続定格出力 100 P S 以上	30ha

7 いも類用の乗用型収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	いも類用の乗用型収穫機の大きさ	利用規模の下限		
		ばれいしよ	かんしよ	さといも
乗用・自走式	タンク容量 600kg 以上	10ha	10ha	5ha

8 野菜接ぎ木ロボットの大きさに対応した利用規模の下限

形 式	野菜接ぎ木ロボットの大きさ	利用規模の下限	備 考
半自動式	接ぎ木能率 700 株/時級	年间接ぎ木株数 160,000 (110,000) 株	( )は植付けロボット自動搬送装置を併用しない場合

9 野菜用の乗用型全自動移植機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	野菜用の乗用型全自動移植機の大きさ	利用規模の下限
乗用型全自動式	移植条数 2 条	5ha

1 0 野菜用の乗用型多目的作業機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	野菜用の乗用型多目的作業機の大きさ	利用規模の下限
中耕・培土・ 施肥・防除兼用	中耕・培土条数 3 条以上 薬液吐出し量 15 ℓ/分以上 有効散布幅 8 m 以上	6ha

1 1 キャベツ用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	キャベツ用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	5ha

1 2 ごぼう用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	ごぼう用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	10ha

1 3 だいこん用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	だいこん用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	8ha

1.4 ねぎ用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	ねぎ用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	2ha

1.5 はくさい用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	はくさい用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数 1 条	6ha

1.6 野菜用のほ場内乗用型運搬作業車の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	野菜用のほ場内乗用型運搬作業車の大きさ	利用規模の下限
ターンホーク式	積載量 500kg 以上	5ha

1.7 ほ場内野菜残さ収集機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	ほ場内野菜残さ収集機の大きさ	利用規模の下限
けん引式	作業幅 110cm 級	5ha

1.8 野菜残さたい肥化装置の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	野菜残さたい肥化装置の大きさ	利用規模の下限 (年間残さ処理量)
バッチ式	処理能力 50kg/日以上	10,000kg
連続式	処理能力 50kg/日以上	10,000kg

1 9 樹園地用の乗用型多目的作業機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	樹園地用の乗用型多目的作業機の大きさ	利用規模の下限
防除・運搬兼用	薬液吐出し量 30 l/分以上 運搬容量 100kg 以上	5ha

2 0 果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機の大きさ	利用規模の下限
ケーブル誘導式	薬液吐出し量 50 l/分以上 風量 500 m <sup>3</sup> /分級以上	15ha

2 1 果樹用の接触誘導式防除用自動散布機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	果樹用の接触誘導式防除用自動散布機の大きさ	利用規模の下限
パイプ誘導式	薬液吐出し量 15 l/分以上	1.2ha

2 2 簡易草地更新機の大きさに対応した利用規模の下限

形 式	簡易草地更新機の大きさ	利用規模の下限
搭載式	作業幅 2m 級	20ha

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、作業能率と経済性を基準として算出した面積等である。

別記

$$1 \text{ 日あたり作業可能面積等} = \frac{1 \text{ 日の作業時間} \times \text{実作業率}}{\text{作業能率}}$$

注 1 実作業率は、1日の作業時間のうちほ場等内作業時間の割合である。  
2 作業能率は、1ha 当たりの必要作業時間である。